

vol. 2179

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 連合大分 第89回メーデー大分県中央集会を開催
- 民間給与実態調査に関わって、県・中央段階でのとりくみを強化
 - ・公務員連絡会 人事院と民調作業方針をめぐり交渉 - 4/17
 - ・地公部会が、全人連に対し民間給与実態調査等に関わる要請書を提出 - 4/1
 - ・地公労幹事団 大分県人事委員会事務局長交渉を実施 - 4/26

連合大分 第89回メーデー大分県中央集会を開催

スローガン：平和・人権を守り、差別をなくそう。

働く者のための働き方改革をすすめ、仲間と結集しよう

と き：4月28日(土) ところ：若草公園(大分市)



労働者の祭典、第89回メーデー大分県中央大会は好天に恵まれ、組合員とその家族およそ2,200名の参加のもと開催されました。

式典では、冒頭、佐藤寛人実行委員長(連合大分会長)が主催者を代表して「誰もが希望を持って仕事と生活を両立できる社会にむけて、それぞれの労使があるべき働き方を追求し、社会全体で労働時間の最適化に全力でとりくんでいく。」と挨拶しました。続いて、来賓を代表し、広瀬勝貞大分県知事と佐藤樹一郎大分市長より挨拶がありました。次に、来賓紹介、メッセージ披露が行われ、「防災・減災や被災地支援の継続」「賃金の底上げ」「貧富や雇用形態の格差、長時間労働の是正」を柱とするメーデー宣言と「『働く者のための働き方改革』実現に向けた特別決議」が提案され、会場全体の拍手によって採択されました。そして、最後に松尾竜二実行副

メーデー宣言を読み上げる
安達笑子さん(大分豊府分会)

委員長（連合大分地協議長）のガンバロー三唱で式典の部は閉会しました。

式典後には、祭典の部として、大抽選会とキャラクターショーが行われ、大いに盛り上がりました。

※当日は下記の通り各地区でもメーデー集会が開催されています。

地区名	開催場所	参加者数	地区名	開催場所	参加者数
北部地協	宇佐市総合運動場	約1,200名	南西地協 (臼津)	つくみん公園	約800名
東部地協	ハーモニーランド	約3,000名	南西地協 (佐伯)	池船スポーツ公園	約1,000名
南西地協 (日田玖珠)	日田市中央公園	約700名	南西地協 (豊肥)	竹田小学校体育館	約600名

民間給与実態調査に関わって、県・中央段階でのとりくみを強化

公務員連絡会 人事院と民調作業方針をめぐり交渉 - 4/17

私たち地方公務員の賃金は、労働基本権制約の代償としての「人事委員会勧告」を基にして労使で交渉を行い、議会決議を経て確定されます。そのため人事院や人事委員会の勧告や報告の内容が重要な意味を持っています。

私たちは全国的には公務労協と連帯して人事院に対し、県内では地公労として人事委員会との交渉・要請を行っています。

4月17日人事院は、本年の民間給与実態調査に関する方針が固まったとして、公務員連絡会賃金・労働条件専門委員会にその骨格を示しました。基本的な骨格は以下のとおりです。冒頭、大場職員団体審議官付参事官は、以下の通り基本的な骨格を明らかにしました。

<p>1. 調査期間 5月1日（火）～6月18日（月）の49日間</p> <p>2. 調査対象事業所 昨年と同様に、国・地方の公務、外国政府・国際機関等を除く民間のすべての産業の中で、企業規模50人以上でかつ事業所規模50人以上の母集団事業所約58,400（昨年は約57,700）より約12,500（昨年は約12,400）を抽出して行う。なお、母集団事業所の従業員数（正社員）は平成26年経済センサスにおける従業員数（正社員）の6割を超える。</p> <p>3. 調査の方法 人事院、47都道府県、20政令指定都市、特別区及び和歌山市の69人事委員会の職員が分担し、実地調査で行う。調査員は約1,100人（昨年と同じ）である。</p> <p>4. 調査の内容 事業所単位で行う調査事項については、①賞与及び臨時給与の支給総額と毎月決まって支給する給与の支給総額、②本年の給与改定等の状況（ベース改定、定期昇給、賞与の支給状況等）、③諸手当の支給状況（住宅手当・家族手当の支給状況等）、④高齢者雇用施策等の状況（一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等）、について調査する。 昨年からの変更点については、給与改定状況について、ベース改定を行う際、重点配分する年齢階層の設問が追加される。また、住宅手当について、支給要件・手当額の決定要素についての選択肢を細分化することとしたほか、家族手当について、扶養する家族の区分に配偶者と子の組み合わせに加えて、子のみの場合の手当月額を聞くこととしている。さらに、高齢者雇用施策の状況として、定年年齢の引上げ・廃止の有無に関する設問、一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等についての設問が追加される。なお、本年は時間外労働の割増賃金率の状況については調査しない。従業員別に行う調査事項については、昨年と同じである。</p>
--

これに対し、渡辺賃金・労働条件専門委員長は以下の通り質問、意見を述べました。

- (1) 母集団事業所数、調査対象事業所数はほぼ昨年並みと受けとめるが、特段の事情があれば伺いたい。また、企業規模、事業所規模、対象事業所、役職定義は昨年と同じということでしょうか。
- (2) 事業所単位で行う調査について、本年は時間外労働の割増率の状況について調査しないとのことだが、引上げを排除する趣旨ではないと受けとめる。月45時間を超える場合の割増率の引上げは努力義務であり、人勸期要求では引き続き引上げを求めないので、勧告期に向け検討していただきたい。
- (3) 住宅手当について、支給要件・手当額決定に関わって、より一層詳しく調べるとのことだが、民間と公務の住宅事

情は異なる。公務員宿舎の廃止、宿舎料の引上げにより、住居手当改善は組合員の差し迫った要求だ。この際、改善を求めておく。

- (4) 高齢者雇用施策に関わって、「一定年齢到達時に給与減額する仕組み」等について調査するとのことだが、調査結果ありきではない対応を求めておく。
- (5) 民調の対象ではないが、引き続き「働き方改革」が重要課題だ。民間労使では36協定の見直し、勤務間インターバル制度の導入や非正規職員の待遇改善が進められている。長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、非常勤職員の待遇改善は、直ちに取り組むべき課題。勧告期に向けて、そういった観点からの検討作業も、求めておきたい。

これに対し、大場参事官は、

- (1) 母集団事業所数、調査対象事業所数については、経済センサス調査票情報の提供を受け、新たな企業などが確認されたことから微増した。企業規模、事業所規模、役職定義については、昨年と同様である。
- (2) 時間外労働の割増賃金率については、定年引上げに関わる高齢者雇用施策の調査等に優先して調査するということには至らなかった。
- (3) 住居手当の見直しにあたっては、職員の家賃の負担状況に加え、民間における住宅手当の支給状況を踏まえる必要があり、今回詳細を調査することとした。手当改善の要望についてはその趣旨を踏まえて検討させていただきたい。
- (4) 一定年齢到達時に給与を減額する仕組みについて、現在、定年引上げの検討を行っているところであり、みなさんの要求を踏まえながら作業を進める必要があると考えており、調査結果ありきとは考えていない。
- (5) 働き方改革については、人事院としても重要な課題であり、公務でも直ちに取り組むべき課題だと認識している。民間労働法制の議論を踏まえ、職員団体の意見も聴きつつ、検討を行ってまいりたい。

との見解を示しました。この見解を受け、渡辺賃金・労働条件専門委員長は「民間給与実態調査は官民比較の基礎であり、しっかり調査を行って、夏の勧告では納得できる結果を出していただきたい。そうした観点から、配分等についてもしっかりと議論させていただきたい。そのためにも、毎年申し上げてきたが、調査の進展や集計状況について、是非とも途中段階を含めて前広に説明してもらいたい」と求め、この日の交渉を終えました。

地公部会が、全人連に対し民間給与実態調査等に関わる要請書を提出－4/11

人事院との交渉を前に、公務労協地方公務員部会は、4月11日、全国人事委員会連合会（全人連）に対して、民間給与実態調査等に関する要請を行い、要請書に対する回答を引き出しています。

民間給与実態調査等に関わる要請項目

1. 2018年度の民間給与実態調査にあたっては、現行の比較企業・事業所規模を堅持するとともに、社会的に公正な仕組みとなるよう抜本的な改善を検討すること。
また、一時金の公民比較は、月例給与と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うこと。
2. 民間賃金実態について、公民較差を精確に把握するとともに、勧告にあたっては給料表の改善を中心に公民較差を解消すること。
3. 諸手当の改善については、地域の実情を踏まえつつ、組合との十分な交渉・協議に基づくこと。
4. 公立学校教員の給与に関わり、引き続き、各人事委員会が参考とするモデル給料表を作成・提示すること。また、作成に当たっては、関係労働組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。
5. 人事委員会の勧告に向けた調査や作業に当たっては、組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。

全人連への要請には、地方公務員部会からは二階堂議長（全水道委員長）のほか、事務局長、幹事が出席し、全人連からは青山会長（東京都人事委員会委員長）をはじめ、都道府県人事委員会のブロック代表および政令市の代表者が対応しました。

冒頭、二階堂議長が要請書を提出し、次の通り述べました。

- (1) 連合の2018春季生活闘争は、昨年に引き続き「底上げ・底支え」「格差是正」と「全ての労働者の立場に立った働き方」を同時に実現し、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の実現」「ディーセント・ワークの実現」に向け、継続して賃金の引上げを求めて交渉を繰り返している。先行・大手組合は5年連続の賃金引上げを獲得し、それを中小組合、地場に広げていくための闘いが進められている。地方公務員部会も、連合に結集し、公務・公共部門で働く全ての職員の待遇改善をめざし、職員の賃金引上げをはじめとして、人員確保と超過勤務の着実な縮減、定年の引上げと生活水準の確保、臨時・非常勤職員制度の改正などを最重要課題として位置づけ、具体的な取組を進めてきた。
- (2) 一方、各自治体職場においては、災害への対応をはじめ、住民の期待に応えるべく、それぞれの持ち場で日夜自らの

職務に全力を尽くしているが、その勤務環境は大変厳しく、職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠だ。

(3) そのため、各人事委員会が、労働基本権制約の代償機関の立場から、中立かつ公正な第三者機関としての使命を十分に果たされるよう強く求める。

続いて、加藤事務局長が要請書の趣旨を説明し、それに対し青山全人連会長は以下の通り回答しました。

＜全人連会長回答＞

皆様からの要請については、早速、全国の人事委員会に伝える。

最近の経済状況は、3月の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに回復している」とされる一方、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続かなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としつつも、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としているまた、民間における春季労使交渉の状況は、3月中旬の主要企業の一斉回答では、ベースアップを5年連続で実施し、賃金の引上げ幅は前年を上回る回答が相次いだものの、大幅な引上げ回答に慎重な企業も目立ったと報道されている。一方、中小企業については、引上げ額が前年を上回る水準で推移しているとの報道もあるが、まだ多くの企業で労使交渉が続いていることから、引き続き今後の動向を注視する必要がある。こうした民間における賃金の状況を的確に把握するため、毎年、各人事委員会は、人事院と共同で民間給与実態調査を行っている。本年も、例年と同様の日程で実施する予定であり、5月初旬からの調査開始へ向けて、現在、準備を進めているところ。本日、要請のあった個々の内容は、各人事委員会において、調査の結果や各自治体の実情等を踏まえながら、本年の勧告に向けて検討していくことになる。申し上げるまでもなく、私ども人事委員会の重要な使命は、中立かつ公正な第三者機関として、公務員の給与等の勤務条件について、社会情勢に適応した、適正な水準を確保することであると認識している。全人連としては、今後も、各人事委員会の主体的なとりくみを支援するとともに、各人事委員会や人事院などと十分な意見交換に努める。

地公労幹事団 大分県人事委員会事務局長交渉を実施 - 4/26

地公労幹事団（議長：横道信哉高教組執行委員長）は、秋の勧告に向け、今年度着任した下郡人事委員会事務局長に対して、①民調の内容（変更点）及び時期確認、②賃金改善及びこれまで県当局との交渉結果等を踏まえた対応（公民較差の完全解消（給料による較差解消）、各職給料表の継ぎ足し）をすること、③小規模企業の調査結果を勧告に反映させないこと、④実効ある「働き方改革」の推進、⑤育児・介護休暇を取得しやすい環境整備をすること、⑥秋の勧告に向けて、地公労と今後も協議の場を持つこと、を重点に申し入れを行いました。これに対し、下郡事務局長は、「人事委員会の責務を果たし、これからも公平・公正、中立の立場でとりくみたい。」と述べ、これまでの人事委員会の姿勢を踏襲する考えを示しました。要請内容についていくつかやり取りがありましたが、当局側は「皆さんの意見を重く受け止め、誠意を持って対応する。」という回答に終始しました。

交渉の最後は、横道議長が「昨年同様、学校現場の実態を直接伝える場を設けていただきたい。」と述べ、交渉を終了しました。

交渉に臨む地公労幹事団

大分県人事委員会 2018年職種別民間給与実態調査（概要）

- 1 調査期間 5月1日（火）～6月18日（月）
- 2 調査対象事業所 県内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所 142所
(該当事業所417所の中から無作為抽出したもの)
- 3 調査の方法 職員が直接事業所を訪問して調査を行う。
- 4 調査の内容
 - (1) 事業所単位で行う調査事項
 - ・賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
 - ・本年の給与改定等の状況（ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等）
 - ・諸手当の支給状況（住宅手当、家族手当の支給状況等）
 - ・高齢者雇用施策等の状況（一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等）
 - (2) 従業員別に行う調査事項
 - ・4月分初任給月額
 - ・4月分所定内給与月額（役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額）